

# 普通階・無窓階算定書

防火対象物名称 置広株式会社

算定者氏名 予防 一郎

( 1 階)

床面積 (A)		基準開口面積 (A/30)		有効開口部面積合計		算定結果		※消防機関判定	
1,196.66㎡		39.89㎡		61.32㎡		○普・無		普・無	
開口部位置	建具記号	開口部種別	硝子種別厚さ	床からの高さ (m)	幅 (m) × 高さ (m) × 所在数	開口部面積小計 (㎡)	備考		
北	○AW-1	引違い	普通 6mm	1.2	0.75×1.2×16	14.4			
南	AW-2	引違い	網入り 6.8mm	1.2	0.75×1.0×16	12			
南	○AW-3	両開き	網入り 6.8mm	0	0.9×2.4×2	4.32			
南	AW-4	FIX	普通 6mm	0	0.5×2.4×2	2.4			
南	○SS-1	軽量 シャッター		0	4.0×6.0×1	24	水圧解錠		
東	○AW-5	片開き	強化 5mm	0	1.2×2.0×1	2.4			
西	AW-6	縦すべり出し	普通 6mm	1.0	0.6×1.0×3	1.8			

## 備考

- 算定は、階ごと（往来できない場合はその部分ごと）に算定すること。
- 直径1m以上の円が内接することができる開口部、又は幅75cm以上、高さ1.2m以上の開口部についてはその建具記号を○で囲むこと。
- 有効開口部すべてを記入すること。
- 算定書には、配置図、建具配置図及び建具表を添付し、算定した開口部を朱色で表示すること。

普通階・無窓階算定書記載要領

- 1 消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部すべてを計上してください。  
適合する開口部とは、次のすべてに適合する開口部をいいます。
  - (1) 有効開口部
    - ア 実際に開口できる部分  
直径50cm以上の円が内接することができる開口部、幅45cm以上高さ1m以上の開口部又は幅40cm以上高さ65cm以上の開口部（避難階又はバルコニー等の足場がある場合に限る。）であること。
    - イ はめごろし窓（FIX）及び引違い窓で、厚さ6mm以下の普通ガラス  
避難階又はバルコニー等の足場がある場合で、直径50cm以上の円が内接することができる開口部、幅40cm以上高さ65cm以上の開口部又は幅45cm以上高さ1m以上の開口部であること。  
注 引違い窓の場合は窓枠ごとに計上すること。
  - (2) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
  - (3) 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面したものであること。  
（11階以上の階は除く。）
  - (4) 開口部は、格子その他内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
  - (5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- 2 仕切壁等のため相互に往来できない場合は、各々ごとに算定してください。
- 3 幅及び高さは現に開放されている部分（はめごろし窓、引違い窓の非開放部分についてはガラスの部分。）の数値を記入してください。
- 4 数値は、その都度小数点第3位以下を切り捨ててください。
- 5 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。
- 6 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入してください。
- 7 「開口部種別」欄には、「引違い窓」「両開き」「縦すべり出し」等の建具の種類を記入してください。
- 8 「ガラスの種別厚さ」欄には、ガラスの種類「普通4mm」「強化5mm」等を記入し、複層ガラス、合わせガラスは「網入り・普通 6.8mm・6mm」等と記入して、備考へ合わせガラス複層ガラス等を記入してください。
- 9 水圧開放、合わせガラスのPVBの厚さ等は備考欄へ記入してください。
- 10 建具表・配置図・建具キープラン等を添付し算定した建具記号を朱色で表示してください。